

錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成23年10月25日（火）午前9時30分から

2、開催場所 錦江町田代支所 3階庁議室

3、出席委員（19人）

会長	宿利原 勝吉
会長代理	近川 正人
2番	鈴 一磨
3番	東郷 輝昭
4番	木原 光郎
5番	厚ヶ瀬 博文
6番	黒瀬 正
7番	牧原 昇
8番	鍋 康博
9番	樋渡 俊信
10番	平原 榮
13番	鮫島 廣幸
14番	猪鹿倉 昭雄
15番	落司 順一
16番	畠中 正秋
17番	寺田 郁哉
18番	安水 義文
19番	徳永 哲朗
20番	基 岸澄

欠席委員 12番 貫見 和洋 委員

事務局職員 松元 辰朗 事務局長 折久木 まり子 書記

欠席職員 中野 好太郎 書記

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第24号 買受適格証明願申請について

議案第25号 農地法第3条許可申請について

議案第26号 農地法第5条許可申請について

議案第27号 農業経営基盤強化促進法第13条第5項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議長 | 只今より平成23年度錦江町農業委員会第7回総会の議事を開会いたします。
| 本日の総会に12番の貫見和洋委員から文書による欠席届が出されています。
| 本日の総会は、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立しております。
|
| それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員：なし。

議長：それでは異議ないということですので、7番の牧原昇委員と8番の鍋康博委員を指名致します。
宜しくお願い致します。

事務局：それでは、会務報告について事務局から報告と説明をお願いします。

事務局議長：会務報告と説明

全委員議長：只今の会務報告について、何かご質問、ご意見ございませんか。

全委員議長：発言なし

議長：無いようでございますので、以上で会務報告を終わります。
それでは附議事項に入ります。
議案第24号 買受適格証明願申請について提案します。事務局の説明をお願いします。

事務局：議案第24号受付番号2号について説明いたします。
本件は、先月もありました物件に関する買受適格証明願でありまして、鹿児島地方裁判所鹿屋支部から担保不動産競売事件の入札が平成23年11月17日から同年11月25日まで行われることで、その物件（農地）の入札に関する適格者であることを証明するものがあります。
申請者は、Y・Nさん、農業で歳、錦江町神川 番地の方です。
競売物件は、錦江町神川八久保936番3、地目は台帳現況とも畑、地積が3,742㎡です。次に錦江町神川岩淵1014番、地目は台帳現況とも畑、地積は5,632㎡です。
競売の原因は、経営破綻。
入札期間は、平成23年11月17日から平成23年11月25日までとなっています。
売却決定日が、平成24年1月19日となっています。
所轄裁判所名は、鹿児島地方裁判所鹿屋支部です。
売買事件名は、平成23年（ケ）第12号です。

申請者のY・Nさんの農地取得要件に関する経営規模は、自作地7,017㎡を耕作されて下限面積に関することは問題ございません。
労働力は、1人で農業には従事しており年間を通じて行っておられます。農業機械はトラクター、耕運機、管理機を所有されています。
取得後の利用については、茶を新植されるようです。
調査委員は、7番の牧原委員となっています。調査報告は、農地法第3条許可申請に準じた要件の報告をお願いしたいと思います。

議長：7番 牧原委員 牧原委員調査報告をお願いします。

7番 牧原委員：はい、報告致します。Y・Nさんは自治会にお住まいで、旦那さんはJ・Nさんですが、昨年お亡くなりまして現在は子供と生活をされているところでございます。今回この物件の岩淵ですが、岩淵の隣がY・Nさんの持ちものがありまして、ここが欲しいというようなことで申し込みをしたいということでした。労働力は一人ですが、神川城自治会に兄弟がおりまして、労働力に関しては問題ないということで、農業機械も持っていらっしゃいます。農地法第3条の要件に関する下限面積等も名義は夫の名義ですが、何ら問題は無いかと思っております。将来子供さんも農業をさせたいようなことを申しておられます。忙しい時は、兄弟が手伝いをしたり応援を行うということで何ら問題は無いのではなかろうかと思っております。宜しくご審議をお願いします。

議長：只今調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思っております。

事務局：事務局から宜しいですか。

議長：はい。

事務局：この7,017㎡の農地は、有効に活用されていらっしゃいますか。

7番 牧原委員：はい。

事務局：どのような作物が栽培されていますか。

牧原委員 今、インゲンとか、バレイショとか植えていらっしゃいます。今回間に合わなかったのですが、1箇所上の団地の処ですが4反ほど農地を利用権設定をしたいということで、先日相手方の処に行って話を聞きましたが、Y・Nさんだったら貸しますということで本人さんが言われました。

事務局 農地は有効に利用されているということで解釈してよろしいでしょうか。

牧原委員 はい、宜しいです。

議長 他にございませんか。

全委員 発言なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは買受適格証明願受付番号2号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、買受適格証明願の受付番号第2号は原案のとおり決定しました。

なお、本件の所有権移転については、農地法第3条許可を必要としますが、今回の買受適格証明願で農地法第3条許可申請と同様な審議のうえ買受適格者と決定しましたので、当該農地の入札において、Y・Nさんが落札した折、農地法第3条許可申請における許可の処理は、錦江町農業委員会会長において処理して差し支えないかお諮りします。錦江町農業委員会会長で処理することに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員賛成

議長 只今の買受適格証明願受付番号2号のY・Nさんの本件落札においては、農地法第3条許可は錦江町農業委員会会長で処理させて頂くことに決定しました。

議案第24号の買受適格証明願いを終わりにして、議案第25号農地法第3条許可申請について提案いたします。説明をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請 受付番号11号 譲渡人は、K・TさんM自治会の方です。

経営規模は、自作地926㎡、譲渡理由は農業廃止となっています。

申請地は、馬場宮下1812番1、地目は台帳現況とも田、地積は926㎡です。

譲受人は、T・Mさん 歳で 自治会にお住まいの方です。

経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地8,333㎡を耕作されています。譲受理由は規模拡大です。

農地の取得要件については、錦江町の別段に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の装備については、トラクター、耕運機等の農業機械を所有されています。

農作業従事については、夫婦2名で年間従事できるような記載があります。

農業経験は50年と記載されています。

農地の全部利用等の取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。

調査委員は、4番の木原委員をお願いします。

議長 木原委員調査報告をお願いします。

4番 木原委員 はい。受付番号11号につきましては、昨年の7月にあっせん申し出があった農地であり、ますが相対で取引されたものであります。以前小作で耕作されていましたが、最近別の方が小作されておりました。今年の水稲から譲受人のMさんが耕作するようになっておまして、今回農地法第3条申請に至ったものであります。

譲受人は現在 歳であります。夫婦とも農業に取り組んでいらっしやいまして、水稲、バレイショ、生産牛の親牛を5頭ほど、小牛も5頭おり生産牛の飼育もされておりますので、農地法3条の許可要件は全て満たしていると私の方では備えていると判断いたしております。価格は70万円で購入されたとのことでありまして安いと私も思いました。この農地は年間を通じて東側にハウスがありまして、そこに高さの高い暴風網を一年中かけておられますので、半分近く陽があたらなかったり霜が強いような条件が悪くあっせんが成立しなかった土地であります。3条要件につきましては、先ほど言いましたとおり備えていると思っておりますので宜しくをお願いします。

議 長 調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思います。

全委員 なし。

議 長 無いようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 農地法第3条許可申請 受付番号11号について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全員賛成ですので農地法第3条許可申請 受付番号11号は許可することに決定しました。次をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請 受付番号12号 譲渡人は、F・MさんK自治会の方です。経営規模は、自作地25,500㎡、譲渡理由は規模縮小となっています。申請地は、城元水喰5434番2、地目は台帳現況とも田、地積は4,503㎡です。譲受人は、K・Oさん 歳で 自治会にお住まいの方です。経営規模は、世帯員1、労働力1、自作地6,287㎡を耕作されています。譲受理由は規模拡大です。農地の取得要件については、錦江町の別段に定める下限面積30aは問題ございません。農業機械の装備については、トラクター、耕運機等の農業機械を所有されています。農作業従事については、本人1名で年間従事できるような記載があります。農業経験は25年と記載されています。農地の全部利用等の取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。調査委員は、18番の安水委員をお願いします。

議 長 安水委員調査報告をお願いします。

18番 安水委員 はい。18番調査報告を行います。只今上がりました件につきましてですが、譲受人のK・Oさんですが、世帯員1、労働力1ということでやっていらっしゃいます。譲渡人にも電話をさせていただきましたところ、K・Oさんとは親戚付合的な関係であるということでもあります。Fさんが高齢であるということから規模縮小ということですが、子供さんたちもいらっしゃいますが町内にはいらっしゃらなくて、町外にいらっしゃいますが子供さん方に聞いても田はいらないよというような話をされたということで、今回の譲受人のK・Oさんが私が買ってほしいというようなことで話が付いたということです。K・Oさんですが、年間を通じて耕作されていますが自作地が少ないということで生活が出来ないということで、今回田を購入されたものです。時間があったら近くの方の仕事の手伝いも行ったりして生活をされております。場所については城元水喰ですが、壱崎と半下石の間の椅山の山手側の田ということです。現地を確認しましたが、Fさんが充分管理されて綺麗な田になっています。K・Oさんに伺いまして田の管理の方は、充分やって行きますというような回答でした。農業機械につきましては、先ほどありましたがトラクター、バインダー、ハーベスタ、管理機、軽トラックなど充分な機械を装備されていますので間違いありません。現在所有される畑なども綺麗に耕作されていますので何ら問題ないと思います。

金額につきましては、親戚関係ということで、かなり安いですが60万円ということで譲り受けたということを知りました。K・Oさんは 歳ということでまだ若い方ですので何ら問題ないかと思えます。周りの環境に対しても問題はありませぬので、宜しくお願いします。以上です。

議 長 調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思います。

事務局 宜しいでしょうか。

議 長 はい。

事務局 事務局の方でも現地を見ましたが、綺麗に耕作されていました。今あるのは飼料作ではないかと思えますが。

安水委員 飼料といたしますか、Fさんの方が水田の補償関係で作られて、飼料作物をされています。

事務局 綺麗に芽が出て成長していることが窺われました。

落司委員 1筆で4反ですか。

安水委員 いいえ違います。段々になっています。

議長 他にございませんか。

全委員 発言なし。

議長 無いようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 農地法第3条許可申請 受付番号12号について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全員賛成ですので農地法第3条許可申請 受付番号12号は許可することに決定しました。

事務局 以上で議案第25号、農地法第3条許可申請を終わりにして、次に議案第26号 農地法第5条許可申請について提案いたします。説明をお願いします。

事務局 農地法第5条許可申請、受付番号2号について説明いたします。
申請人の貸人は、R・KさんでS自治会の方です。借り人は、R・KさんでS自治会の方です。
申請地は、城元石田281番、地目は台帳田、現況は雑種地の駐車場用地で地積は850㎡です。
転用目的は、KOの駐車場となっております。この農地をその他の駐車場としてKOに貸すということになっております。又、その他この駐車場用地としてK子さんからKさんへ贈与もされるようなことになっております。
この駐車場は、KOが駐車場として以前から利用されていたもので始末書も添付されていましたが、記載内容に不備がありましたので今回送付した議案書には付けていませんでしたが、先日届きましたので別に始末書を示しています。
位置図は、9ページ、10ページのに記がしてあるところです。字図が11ページにあります申請地と示した処です。
農地の区分については、農振地域外の農用地外となっています。
本件の場合は、第3種農地の市街地内の農地と見込まれます。
調査委員は、15番の落司委員となっております。

議長 落司委員調査報告をお願いします。

15番落司委員 報告致します。この件につきまして24日に私と会長、事務局と調査致しました。この件につきましては平成10年に倉庫が足りないということで従業員の駐車場にしていた処を倉庫にしたら、従業員の駐車場が無くなったということでKさんに相談して借り上げて駐車場にしたということでございます。この件が判明したのは、農地パトロールで駐車場になっているよというようなことで、調査しました結果、転用の申請がなされていないということが判りまして今回このようなことになりました。事務局からの説明もあつたなかで、東側と西側に農地がありますが、そこらへの影響は無いようございました。
借地料としまして、月3万円ほどの地料ということでした。話を聞き調査した結果、私としては問題は無いと思われまます。皆様方の審議を宜しく申し上げます。先に事務局からもありましたとおり始末書も添付されていますので、私は何ら問題ないと思ひます。

議長 只今の調査報告について質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。

全委員 発言なし。

議長 ないようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 農地法第5条許可申請 受付番号2号について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 (全委員挙手)

議 長 全員賛成ですので農地法第5条許可申請 受付番号2号は意見書を付して県知事へ進達することに決定しました。
議案第26号農地法第5条許可申請を終わりました。議案第27号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画利用権の設定の錦江町長に対する要請について提案いたします。説明をお願いします。

事務局 議案第27号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画利用権の設定の錦江町長に対する要請について受付番号121号から195号までを提案します。
受付番号121号と122号の貸し人は、(有) H製材所、H自治会にある会社です。
申請地は、田代川原ロサイ2131番6、地目は畑、地積は4,754㎡。
次に田代川原ロサイ2131番7、地目は畑、地積は3,150㎡となっています。
期間は、平成23年12月15日から平成26年7月31日まで、小作料は全部で128,694円となっています。
借り人は、K・Mさん 歳で、B自治会にお住まいです。
経営規模は、自作地は66,378㎡、小作地82,322㎡で茶を栽培されています。
世帯員7、労働力4、農作業従事日数は250日となっています。農業機械は管理機、摘採機、防除機等を所有されています。
調査委員は、1番の近川委員となっています。権利取得要件に沿った報告をお願いします。

次に受付番号123号の貸人はM・Oさん埼玉県に在住の方です。
申請地は、田代川原堀込3130番3、地目は畑、地積は1,899㎡です。
期間は平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は5千円となっています。
借り人は、K・Tさん、T自治会の方です。年齢は 歳で肉用牛を中心に水稻の複合経営をされています。
経営規模は、自作地が23,278㎡、小作地が24,025㎡ございます。世帯員4、労働力は2、農作業の従事日数が350日、肉用牛を20頭飼育され、農業機械はトラクター、ロールペーラー、ヘーペーラー、デスクモア等を所有されています。
調査員は1番の近川委員となっております。権利の取得要件について調査報告をお願いします。

議 長 近川委員調査報告をお願いします。

1番 近川委員 はい。それではK・Mさんでございますが、この方はお茶専門の方でございます。一生懸命取り組んでいる方でございます。意欲能力も抜群でございます。又後継者もありません。何ら問題は無いと思います。認定農業者でもございます。
K・Tさんは、年齢が少し高いですが青年らしくまだ元気な方です。この方の農地の利用は充分果たしておられます。農作業は常時夫婦で従事しておられます。たまに息子さんが手伝っており、農業に対する能力は抜群でございます。これも何ら問題ないかと思えます。以上です。

議 長 只今121号から123号までの調査報告がありましたが質疑に入りたいと思います。何かご質問ご異議のある方はありませんか。

牧原委員 これは継続ですが、貸付終了年月日が7月31日という形になっていますが、これで宜しいのでしょうか。

近川委員 これは2人での話合いでしたので、これで宜しいのではないかと思います。後で小作料を話し合いで少し追加されたような条件を付けて話がなされたようでございます。

鍋委員 補足で宜しいでしょうか。

議 長 はい。

鍋委員 | 今の質問で7月ということの是非だと思いますが、お茶の場合に次の人を探すということになったときに、既に3番茶とか7月あるいは8月時点で一年の終わりという形で次のスタートが始まるという形になりますので、このような形になったのではなかろうかと思えます。

近川委員 | そのような話でした。

牧原委員 | はい。解りました。

近川委員 | 東郷委員も立ち会っていただきまして話をしたところでもございました。

議 長 | 他にありませんか。

全委員 | 発言なし。

議 長 | 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 | はい。

議 長 | それでは受付番号121号から123号まで賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 | 全委員挙手

議 長 | 全委員賛成でございますので、受付番号121号から123号までは原案のとおり決定しました。
次をお願いします。

事務局 | 次は受付番号124号から137号までを説明します。
受付番号124号から137号までの貸し人は、S・NさんN自治会にお住まいの方です。
申請地は、田代麓荒田原4586番26、地目は畑、地積は1,018㎡。
次に田代麓荒田原4586番27、地目は畑、地積は1,345㎡。
次に田代麓荒田原4586番28、地目は畑、地積は958㎡。
次に田代麓荒田原4586番30、地目は畑、地積は877㎡。
次に田代麓荒田原4586番117、地目は畑、地積は281㎡。
次に田代麓荒田原4586番118、地目は畑、地積は300㎡。
次に田代麓荒田原4586番119、地目は畑、地積は598㎡。
次に田代麓大原4711番、地目は畑、地積は995㎡。
次に田代麓大原4724番、地目は畑、地積は933㎡。
次に田代麓大原4725番1、地目は畑、地積は2,776㎡。
次に田代麓大原4733番、地目は畑、地積は750㎡。
次に田代麓東4760番、地目は田、地積は457㎡。
次に田代麓東4761番、地目は田、地積は1,011㎡。
次に田代麓東4765番、地目は田、地積は1,054㎡となっています。
期間は、平成23年12月23日から平成33年12月14日まで、小作料は使用貸借ということではありません。
借り人は、J・NさんでN自治会の 歳の方です。
経営規模は、自作地13,753㎡で茶と肉用牛の複合経営をされています。世帯員4、労働力4、農業従事日数は150日となっています。生産牛5頭を飼育しており、農業機械はトラクター、軽トラック、耕運機等を所有されています。
調査員は、3番の東郷委員となっています。取得要件等について調査報告をお願いします。

議 長 | 東郷委員調査報告をお願いします。

3番
東郷委員 | はい。調査報告を致します。J・Nさんは、今地域の青年でも一生懸命頑張ってもらっているところです。お茶と肉用牛を一生懸命頑張っておられます。利用権の継続ということで、今までも何ら問題は無かったことからこれからは問題は無いと思います。親子関係でもありますので、問題は出てこないようです。調査に行って話を聞いたところ牛の方も一生懸命頑張っていっていただきました。
大原地区でも何ら問題ある方ではありませんので、皆様のご審議を宜しくお願いします。

議 長 | 調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

平原委員 | この合計は、13,353㎡と753㎡とは一緒ではないのですか。

事務局 400㎡別にあります。この契約は農業者年金の経営移譲年金を貰っている関係での契約として、全て契約しなければならない訳ですが、1,000㎡以下は自分で耕作できるということがありまして、400㎡は契約してないので、この利用権設定の中には含まれておりません。ですから耕作されているのは13,753㎡が自作地になります。契約書と合わない部分は、お父さんの自留地です。ですので問題は無いと思います。

平原委員 了解しました。

議長 他には無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号124号から137号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、受付番号124号から137号までは原案のとおり決定しました。

事務局 次をお願いします。

事務局 次は受付番号138号から143号までを提案します。
受付番号138号から140号の貸し人は、M・HさんY自治会の方です。
申請地は、馬場柳ヶ迫3138番1、地目は畑、地積は577㎡。
次に馬場柳ヶ迫3138番10、地目は畑、地積は421㎡。
次に馬場柳ヶ迫3138番11、地目は畑、地積は469㎡。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり1万5千円です。
借り人は、K・MさんS自治会の 歳の方です。経営規模は、自作地14,440㎡、小作地15,452㎡で甘藷を栽培されています。
世帯員2、労働力は2、農作業の従事日数は300日、雇用を100日計上されています。農業機械はトラクター、管理機、トラックを所有されています。

次に受付番号141号の貸し人は、T・HさんK自治会の方です。
申請地は、馬場柳ヶ迫3140番1、地目は畑、地積は2,020㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は10a当たり1万5千円です。
借り人は、M・SさんS自治会の 歳の方です。経営規模は、自作地38,716㎡、小作地51,921㎡で茶と甘藷の複合経営を営まれます。
世帯員4、労働力は3、農作業の従事日数は300日、雇用が100日計上してあります。農業機械はトラクター、管理機、トラック、芋掘り機の農業機械を所有していらっしゃいます。

次に受付番号142号の貸し人は、M・KさんY自治会の方です。
申請地は、馬場柳ヶ迫3140番2、地目は畑、地積は2,456㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は10a当たり1万3千円です。
借り人は、前号のM・Sさんですので省略します。

次に受付番号143号の貸し人は、M・KさんT自治会の方です。
申請地は、馬場柳ヶ迫3138番3、地目は畑、地積は1,644㎡となっています。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり1万5千円となっております。
借り人は、138号から140号で出てきましたK・Mさんですので省略します。
調査員は、2番の鈴委員となっております。取得要件等について調査報告をお願いします。

議長 鈴委員、調査報告をお願いします。

2番 はい。報告致します。まずK・Mさんですが、この方は本年まで茶とタバコを作っておられた方ですが、今年タバコを止められましたので来年の代替作物については今色々検討中の方でございます。農地の利用状況につきましては、非常に良く利用されておりまして、年間を通じて農業に従事されているところでございます。何ら問題は無いと思います。

次のM・Sさんでございます。この方は茶と甘藷の栽培をされている方でございます。非常に農地の利用状況も良く、常時農業にも従事している訳でございます。後継者も息子が認定農業者になっておりまして頑張っております。何ら問題ないと思います。皆様方のご審議を宜しくお願い致します。

議長 受付138号から143号までの調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

木原委員 異議があるわけではありませんが、私も荒地関係の仕事をしておりまして実際あったことですが、例えば10a当たり1万5千円とした場合に計算をすれば端数が出るわけですが、円単位まで計算をして小作料を支払うのか、という問題がありまして反当あたりいくらという決め方を止めた方がいいのではないかと思います。たとえば2、020㎡であれば、2反でいくらと決める。10a当たりいくらといくらとすると少し問題があるのではないかと、それでは1円まで計算して出すのかというのがありました。このようなものはどんなものでしょうか。そこら辺りを考えて、例えば142とか端数がある場合には、2反4畝でどれだけという計算で利用権設定の金額を入れたほうが良いのではないかと話が出たところで、その辺りは統一した方が良いでしょう。

議長 只今、木原委員から話がありましたがいかがでしょうか。

平原委員 その方が良いかもしれません。

牧原委員 私は、これを行うときには面積と反当たりを決めて、端数は全部切り捨ててこれだけになりますので、これでいかがですかという話をして了解をもらっています。

木原委員 その方が良いということです。1円単位まで出るものですから、500円単位で切るのか100円単位で切るのか1000円単位で切るのか、その辺りを決める必要があるのではないかと考えています。例えば2反であれば、1反が1万5千円であれば3万円というような利用権設定の金額を決めた方が良いでしょう。

鈴委員 金額を書いた方が良いといわれるわけですね。

実際、この件は継続でやってこられておりますが、例えば2反2畝であれば、反当1万5千円で3万円ですよというような話の中で総額で払っていると思いますよ。ただ書き方が反当たり1万5千円とすればおっしゃるような指摘もあると思います。皆さんの処はどうでしょうか。

徳永委員 新任でそのような経緯は解りませんでした。私のところでも2件ありまして、一人の方は前回の契約は10a当たり1万円として端数が出ていましたので、両方に話をして8千円、四捨五入して切り上げて8千円ということで話をしました。今回は出てきませんが来月出てくると思います。もう一人の方は県外の方でしたが、端数は面倒だというようなことで切り上げて話をしましたので、私の場合はそのように行っております。

木原委員 そのようにした方が宜しいのではないかとということです。

近川委員 反当たりいくらとしても計算が合わないのではないかと疑問に思われますね。

木原委員 利用権設定をする場合は、両方で協議をして千円単位なら千円単位で決めた方が良いでしょう。

鈴委員 借りた分を全体でいくらと決めた方が良いでしょう。

木原委員 だから全体です。

鈴委員 そちらに統一した方が良いでしょう。

木原委員 その方が良いでしょう。

議長 それでは只今質問がありましたが、次回の利用権設定をする際は全部でいくらということで、決めて帰って頂きたいと思えます。宜しいですか。

徳永委員 但し基本的な反当りいくらという目安が、1万円があつたり1万5千円があつたりしますね。相場的な統一的なことはできないのかと思えますが、それを何千円、何千円となり次の更新の時に相場はいくらですかというようなことが出てくるような気がします。

木原委員 | それはその農地によって差はあると思いますので、それはそれでよいと思います。私の場合は借り手の方から高いので少し安くしてくださいと話があれば貸し手の方に相談をして、利用権設定を替えるときにしか替えられないですので、そのような方法で世間の相場などありますので、その時の条件によって借り手がそのまま良いので借りてくださいとあれば、そのままで宜しいのではと思います。変更の相談があればその都度更新の時に替えるということです。

東郷委員 | 私はまだ出していないのですが、初めて行ったところがありますが反当いくらと決めて計算をしましたが、とりあえず下に但し書きで、このようになりますが全部でこれこれの金額ですと書いてもらいました。でないとならば反当たりで面積を計算したら全然違うものですからどのようにしますかということになって、下に但し書きで全部でいくらということを書いてもらいました。反当いくらと計算をしたところ全然違ってきましたので、どのようにしますかとなりまして、下の方に但し書きで全部でいくらですよと書いてもらいました。それで良いのかなあとと思っています。

基委員 | 先月28日でしたが、H製材の分で会社としての組織であることから、会社で所有している物件であるので小さな数字も出てくるということでした。

木原委員 | 統一ではなく、どうしてもというようなことがあれば宜しいのではないのでしょうか。端数が出た場合にどこまで出すのかという問題があったから私が提案したところでした。

議長 | 計算をして全部でという形でやれば問題ないのではないかと思います。

事務局 | 貸し人、借り人の合意があれば木原委員が言われましたそのようなやり方があるし、例えば県の地域振興公社がやっている農地保有合理化事業は何円までという端数が必ず出てきますので、先ほどありました会社組織とか準公的な機関がやる部分は10a当たり何円としたら端数も出てくるのはやむを得ないと思います。一般に上がってくる分は、原則貸人、借り人の合意のもとで10a当たりの単価が出たところで切り上げたり、切り捨てたり利用者の合意のもとで行われたらいかがでしょうか。

議長 | それでは次回からそのようにしてもらいたいと思います。宜しくお願い申し上げます。

議長 | 他に無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 | はい。

議長 | それでは受付番号138号から143号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 | 全委員挙手

議長 | 全委員賛成でございますので、受付番号138号から143号までは原案のとおり決定しました。

次をお願いします。

事務局 | 次は受付番号144号から147号について提案します。

受付番号144号の貸し人は、S・OさんM自治会の方です。

申請地は、神川黒瀬6456番3、地目は畑、地積は1,336㎡です。

期間は平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり1万5千円となっています。

借り人は、M・Tさん 歳のU自治会の方です。経営規模は、自作地11,007㎡、小作地25,633㎡でこれまでタバコを中心にされていましたが、今回から甘藷と加工大根の複合経営をされるものです。世帯員3、労働力は2、農作業従事日数が250日、雇用を380日されています。農業機械は、トラクター、ハーベスタ、大根洗い機、ショベル、蔓払い機、移植機を装備されています。

次は受付番号145号。貸人は、M・IさんM自治会にお住まいの方です。

申請地は、神川出水塚6550番16、地目は畑、地積は2,861㎡です。

期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり1万5千円です。

借り人は、前号のM・Tさんですので省略いたします。

次の受付番号146号と147号の貸人は、T・IさんI自治会にお住まいの方です。
申請地は、神川黒瀬6454番1、地目は畑、地積は3,103㎡。
次に神川黒瀬6456番1、地目は畑、地積は1,583㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり1万円です。
借り人は、前号のM・Tさんですので省略します。
受付番号144号から147号までの調査員は、6番の黒瀬委員となっております。取得要件を中心に調査報告をお願いします。

議長 黒瀬委員調査報告をお願いします。

6番黒瀬委員 それでは報告します。受付番号144番の貸人のS・Oさんですが、これは借り手がM・Tさんですが継続でございます。Tさんについては、タバコの廃作奨励のことでタバコを止められましたが、畑作中心ということで加工大根と甘藷ということで手広く経営もされていて、認定農業者でもございます。タバコのあと地につきましても今勉強をされてハウスの設置や何やらされているところでございます。地域としても55歳ということでまだ若手のやり手でございますので、何ら問題ないと考えていますのでご審議方をお願いします。

受付145号の貸手のM・Iさん、それと146号と147号のT・Iさん、これもTさんですが親族関係でございます。叔母ということでございます。これも継続ということで貸し手の叔母たちは高齢ということで、畑を貸しているということですので前述べましたようにTさんについては、何ら問題ないと考えます。ひとつ審議方を宜しくをお願いします。

議長 受付番号144号から147号の調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号144号から147号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、受付番号144号から147号は原案のとおり決定しました。

次をお願いします。

事務局

次は受付番号148号から152号を提案します。
受付番号148号の貸し人は、I・SさんH自治会の方です。
申請地は、田代麓前田878番1、地目は田、地積は606㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は3千円で
す。
借り人はH・Yさん 歳のY自治会の方です。
経営規模は、自作地5,102㎡、小作地30,416㎡で水稲と肉用牛の複合経営を営んでいらっしゃいます。世帯員3、労働力2、農作業従事日数は280日となっております。生産牛6頭、農業機械は、トラクター、コンバイン、軽トラ、モア、ロールバレーを所有されています。

次に受付番号149号の貸し人は、W・SさんA自治会の方です。
申請地は、田代麓波原田1460番1、地目は田、地積は1,070㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は使用貸借ということでございません。
借り人は、K・Mさん 歳でN自治会の方です。経営規模は、自作地21,751㎡、小作地42,326㎡で肉用牛の専業となっております。世帯員2、労働力1、農作業従事日数は300日となっております。肉用牛は50頭。農業機械は、トラクターとダンプが記載されています。

受付番号150号の貸し人は、S・KさんH自治会の方です。
申請地は、田代麓波原田1461番、地目は田、地積は1,730㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は使用貸借となっておりますのでございません。
借り人は、前号のK・Mさんですので省略します。

受付番号151号と152号の貸し人は、O・Nさん南大隅町の方です。
申請地は、田代麓小田2528番1、地目は田、地積は2,158㎡。
次に、田代麓宇都2505番1、地目は田、地積は729㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は米30kg2俵の物納となっています。
借り人は、M・Oさん51歳でI自治会の方です。経営規模は、自作地18,966㎡、小作地3,895㎡で水稻を中心にされています。世帯員1、労働力1、農作業従事日数は200日、雇用を50日されています。農業機械は、トラクター、軽トラ、ハーベスタ、田植機を所有されています。
調査員は9番の樋渡委員にお願いします。権利の取得要件について調査報告をお願いします。

議長 樋渡委員調査報告をお願いします。

9番 樋渡委員 はい。報告致します。149番の貸人のSさんと、150番のS・Kさんこの方は高年齢で何もできないというような状態です。

借り人のK・Mさんは耕作したくないといわれましたが、W・SさんとS・KさんがぜひK・Mさんに作って頂きたいと懇願されまして、今回も5年作ってくださるように設定を組みました。K・Mさんは、継続ですが30年以上K・Mさんが作っている田でございます。Mさんは牛を50頭ぐらい飼っておられて管理はしっかりされております。これは何ら問題は無いと思います。終わります。

151号と152号のM・Oさんですが、この方は3年ぐらい前まではカボチャと水稻を1町分以上耕作していましたが、米だけでは生活できないということでここ最近、トラクター、田植機を買い替えたり、トラクターも大型に替えています。春カボチャ、インゲンなど作っています。数日前に話をしましたら他に作れるような作物はないかなど話をしました。この方は親戚が多くて、親戚の人を使って規模を大きくしてやって行きたいという考えで、親戚の人達も小使いが欲しいということでOさんに頑張って作物を作ってくれとお願いしているところだと言われました。年齢は歳でまだ若いし、認定農業者になれるように頑張ってくれと私もハッパをかけたところでありまして、今後はカボチャとかインゲンとか増やしたいという話をしています。畑もちゃんと管理されていますので何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 大変失礼しました。番号を飛びまして、148号の鍋委員の報告をお願いします。

8番 鍋委員 H・Yさんは、毎回とっていいぐらい出てこられる方ですが、認定農業者でもありますし、息子さんが鹿屋市で畜産の研修をされていまして次年度は帰ってきて規模拡大をして頑張ろうというようなことで話を聞いているところです。農地の利用状況、それから意欲と能力、青壮年の有無全て問題はないと思います。宜しくご審議をお願いします。

議長 只今受付番号148号から152号までの調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思います。

事務局 宜しいですか。

議長 はい。

事務局 受付番号149号、150号のK・Mさんが作りたくないというようなことですが、これは条件が悪い農地ですか。

9番 樋渡委員 いいえ。周りが竹藪になっています。地目は田ですが、ほとんど飼料だけを作っており畑状態になっていますので、そんなに条件が悪いわけではありません。Mさんは100頭ぐらい飼育されていましたが、今は50頭ぐらいになっています。息子さんが後継者として帰ってくるか来ないかという問題もありまして、面積を減らしたいということもあります。奥さんの話でも畑の中にも竹が出てくるということで、飼料作物はしょっちゅう耕運をする訳ではございませんので竹が入ってくるということでした。私が見た感じではそんなには見えませんが、管理はちゃんとしてあります。

事務局 遊休地化しないように今後ともご指導を宜しくお願ひしたいと思ひます。

議長 他にありませんか。

安水委員 151号、152号のことですが、小作料が全部で米30kgで2俵となっていますがこれで宜しいのですか。確認ですが。

樋渡委員 | ここは場所的には悪く、猪は出るし、少し湿田であるなど、そのような場所でOさんに無理をお願いしてある状態で小作料をこのようになっております。前は3俵ぐらい納めていましたが、今回は2俵になったということでNさんの了解を得て、荒らさないようにということで宜しいです。ぜひ作ってくださいとOさんをお願いしたところです。

議 長 | 他にありませんか。

全委員 | 発言なし。

議 長 | 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 | はい。

議 長 | それでは受付番号148号から152号まで賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 | 全委員挙手

議 長 | 全委員賛成でございますので、受付番号148号から152号は原案のとおり決定しました。

議 長 | ここで暫時休憩します。

議 長 | 休憩を閉じて会議を再開します。
説明をお願いします。

事務局 | 次の受付番号153号は、K委員の事案となっておりますので、K委員は本件に参加できませんのでそのつもりでお願いします。
受付番号153号の貸し人はM・MさんM自治会の方です。
申請地は、神川榎ヶ久保6568番1、地目は畑、地積は4,463㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり1万円となっております。
借り人は、T・Kさん 歳でS自治会の方です。経営規模は、自作地39,375㎡、小作地14,609㎡でタバコと加工大根の複合経営を営んでいらっしゃいます。世帯員3、労働力3、農作業従事日数は300日、雇用が8人で350日となっております。農業機械は、トラクターとトラックが記載されています。
調査員は、13番の鮫島委員をお願いします。権利の取得要件について説明をお願いします。

議 長 | 鮫島委員調査報告をお願いします。

13番 鮫島委員 | はい。調査報告を致します。借り人のKさんは皆さんもご存じの方でございます。農協の理事や民生委員など役職も多くて、今事務局の説明がありましたがタバコ、加工大根等を手広く経営されている方です。認定農業者でもあり又後継者もおられます。この権利の取得要件については全て満たしており、何ら問題ないものと思います。宜しくお願いします。

議 長 | 受付番号153号の調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

全委員 | なし。

議 長 | 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 | はい。

議 長 | それでは受付番号153号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 | 全委員挙手

議 長 | 全委員賛成でございますので、受付番号153号は原案のとおり決定しました。
次をお願いします。

事務局

次は、154号から158号までを提案します。
受付番号154号の貸し人は、S・KさんI自治会の方です。
申請地は、田代川原大長野4201番4、地目は田、地積は2,146㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は使用貸借ということでございません。
借り人は、M・Hさん 歳でK自治会の方です。
経営規模は、自作地7,940㎡、小作地2,146㎡で肉用牛を中心に営まれております。世帯員は2、労働力2、農作業従事日数は100日、雇用が200日記載してあります。肉用牛10頭。農業機械は、トラクター、軽トラを所有されています。
調査員は、14番の猪鹿倉委員にお願いします。権利の取得要件を中心に調査報告をお願いします。

受付番号155号の貸し人は、S・OさんA自治会の方です。
申請地は、城元森山1342番1、地目は田、地積は414㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は米60kgの物納となっています。
借り人は、T・Mさん 歳でR自治会にお住まいです。
経営規模は、自作地19,002㎡、小作地10,780㎡で水稲と露地野菜の複合経営をされています。世帯員は7、労働力3、農作業従事日数は300日となっています。農業機械は、トラック、軽トラ、トラクター、茎葉処理機、芋掘り取り機、動噴を所有されています。

受付番号156号の貸し人は、Y・FさんK自治会の方です。
申請地は、馬場一ノ谷2882番、地目は畑、地積は3,419㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり6万円となっています。
借り人は、Y会社J製茶でR自治会にあります。
経営規模は、自作地32,961㎡、小作地121,206㎡で茶の専業経営となっています。農業従事者は11名となっています。農業機械は、トラック、摘採機、防除機、中刈り機、製茶工場一式を所有されています。

受付番号157号と158号の貸し人は、M・NさんF自治会の方です。
申請地は、城元杉ノ原1058番1、地目は田、地積は882㎡。
次に城元大田中1132番1、地目は田、地積は1,030㎡となっています。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は米400kgの物納となっています。
借り人は、M・Mさん 歳でR自治会にお住まいです。
経営規模は、自作地6,425㎡、小作地1,912㎡施設野菜と露地野菜の複合経営をされています。世帯員は4、労働力2、農作業従事日数は280日となっています。農業機械は、トラクター、軽トラ、管理機、動噴を所有されています。
受付番号155号から158号の調査員は、15番の落司委員となっています。権利の取得要件を中心に調査報告をお願いします。

議長

猪鹿倉委員、落司委員の順に調査報告をお願いします。

14番
猪鹿倉委員

はい。報告します。場所は大長野となっていますが、集落的には瀬戸口です。M・Hさんの田の周りのこれを耕作しなければ自分の田まで行けないと荒れてしまうということで、借りて耕作される訳です。この方が耕作しなければ他には借り手が無いという状態でありまして、小作料は無いということになっております。M・Hさんにお問い合わせに行きましたところ、自分も 歳になったので後2、3年作れるかどうか解らないと言われましたが、できるだけ5年間の契約をお願いしましてこのような契約になりましたので皆様の方も宜しく申し上げます。終わります。

15番
落司委員

15番報告致します。155番のT・Mさんですが、認定農業者でございまして、今事務局から説明がありましたとおり耕作に供すべき全ての農地を耕作していると認められます。又、耕作に必要な農作業に常時従事されております。利用権等を受ける土地を効率的に利用されています。農業で自立しようとする意欲と能力を持っていらっしゃいますので何ら問題ないと思います。

156号のJ製茶さんですが、これも認定農業者ということで茶の専業農家で一生懸命頑張っていると思います。この方も耕作に供すべき農地の全てを耕作していると思います。耕作に必要な農作業に常時従事していると思います。利用権等を受ける土地を有効に利用されております。農業で自立しようとする意欲を持っていると思いますので何ら問題ないかと思えます。

157番と158番のM・Mさんですが、施設野菜とバレイショを耕作されていると思います。この方も農地の全てを耕作していると思います。耕作に必要な農作業に常時従事されております。利用権等を受ける土地を有効に利用されておられて全ての要件を満たしていると思いますので何ら問題ないかと思えます。以上で終わります。

議長 只今受付番号154号から158号までの調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号154号から158号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、受付番号154号から158号までは原案のとおり決定しました。

次をお願いします。

事務局 次は受付番号159号から165号までを提案します。

受付番号159号の貸し人は、S・Kさん鹿屋市在住の方です。

申請地は、馬場深山平5402番、地目は田、地積は981㎡。

期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は米2俵の物納となっております。

借り人は、K・Eさん 歳でH自治会にお住まいです。

経営規模は、自作地727㎡、小作地981㎡で水稻を栽培されています。世帯員は2、労働力は未記入、農作業従事日数は200日となっております。農業機械は、トラクター、田植機、ハーベスタ、管理機を所有されています。

受付番号160号から162号の貸し人は、T・Hさん鹿屋市に在住の方です。

申請地は、馬場山ノ口5384番1、地目は田、地積は536㎡。

次に馬場岩迫5427番、地目は田、地積は634㎡。

次に馬場岩迫5429番、地目は田、地積は383㎡となっております。

期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は米3俵の物納となっております。

借り人は、T・Oさん 歳でH自治会にお住まいです。

経営規模は、自作地ございません。小作地1,553㎡で水稻を栽培されています。世帯員は4、労働力は記載がありません。農作業従事日は、200日の記載があります。農業機械は、トラクター、バインダー、ハーベスタ、乾燥機を所有されています。

受付番号163号と164号の貸し人は、M・Sさん鹿屋市に在住の方です。

申請地は、馬場足光4739番1、地目は畑、地積は2,179㎡。

次に馬場竹之本4742番1、地目は畑、地積は1,069㎡となっております。

期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は全部で1万円となっております。

借り人は、M・Nさん 歳でH自治会にお住まいです。

経営規模は、自作地7,188㎡、小作地6,813㎡で水稻を栽培されています。世帯員は2、労働力は記載がありません。農作業従事日は、300日の記載があります。農業機械は、トラクター、バインダー、動噴、管理機、モアを所有されています。

受付番号165号の貸し人は、S・NさんD自治会の方です。
申請地は、城元三角4700番4、地目は畑、地積は5,999㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成33年12月14日まで、小作料は2万5千円
となっています。
借り人は、Y・Dさん 歳でD自治会にお住まいです。
経営規模は、自作地32,001㎡、小作地37,204㎡で甘藷を栽培されています。
世帯員は、労働力は記載がありません。農作業従事日は、290日の記載があります。農業
機械は、トラクター、トラック、管理機、ショベルを所有されています。
調査員は、16番の畠中委員となっています。権利の取得要件を中心に調査報告をお願い
します。

議 長 畠中委員調査報告をお願いします。

16番 報告します。受付番号159ですが、これはS・Kさん、字が深山平です。借り人がK・
畠中委員 Eさんです。先ほどの事務局と少し違っていました。K・Eさんは年齢が 歳ですが、息子
さんが鹿屋市に折田植え時期や稲刈り時期は息子さん中心にやっておられます。

それから160から162ですが、T・Oさんも年齢が高いですが、息子さんが半下石に
家を新築して鹿屋市で働いていますが繁忙時期は息子さん中心でやっております。コンバイン、
乾燥機を持って一生懸命やっております。又、「ふる里館」や「にしきの里」で半下石
米として出しておられます。

163,164ですが、M・Nさんも 歳で高齢ですが、牛2頭を飼育しながら甘藷、タ
カナ、水稻、インゲン等を一年中夫婦でやっておられます。

半下石の場合は、65歳以上の人は半下石の人口の65%以上で高齢化が進んでいま
すが、70歳、80歳の方が農業の担い手となっております。

165番のY・Dさんですが、認定農業者であって甘藷を7町、白菜を3町され、夫婦で
働いておられます。又、随時2名の人を使っておられます。年齢も50歳代で何ら問題ない
と思います。以上です。

議 長 受付番号159号から165号までの調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問ある
いは異議等がありましたら出して頂きたいと思います。

安水委員 ひとつ確認ですが、165号のY・Dさんが借りられる小作料ですが、2万5千円とあり
ますがこれは全部ですか。

畠中委員 全部です。

議 長 他に無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは受付番号159号から165号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成でございますので、受付番号159号から165号までは原案のとおり決定し
ました。

次をお願いします。

事務局 次は受付番号166号から174号までを提案します。

受付番号166号の貸し人は、H・Mさん施設に入所されています。

申請地は、馬場芝山459番1、地目は田、地積は1,909㎡です。

期間は、平成23年11月1日から平成27年12月14日まで、小作料は5万円です。

借り人は、N・Iさん 歳でF自治会にお住まいです。

経営規模は、自作地540㎡、小作地ございません。世帯員は3、労働力は1、農作業従
事日は200日の記載があります。農業機械は、管理機、草払い機、噴霧器を所有されてい
ます。

調査員は、17番の寺田委員となっています。権利の取得要件を中心に調査報告をお願い
します。

次の受付番号167号の貸し人は、F・Sさん鹿屋市に在住の方です。
申請地は、神川河崎2643番1、地目は田、地積は854㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は1万2千円です。

借り人は、T・Sさん 歳でK自治会にお住まいです。
経営規模は、自作地2, 272㎡、小作地2, 349㎡で水稻と露地野菜を栽培されています。世帯員は6、労働力2、農作業従事日は200日の記載があります。農業機械は、トラクター、バインダー、軽トラを所有されています。

次の受付番号168号と169号の貸し人は、H・FさんK自治会の方です。
申請地は、神川原田3202番4、地目は田、地積は943㎡。
次に神川ヤ子添3246番4、地目は田、地積は716㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は全部で3万円です。

借り人は、H・Aさん 歳でK自治会にお住まいです。
経営規模は、自作地2, 568㎡、小作地9, 010㎡で水稻と露地野菜を栽培されています。世帯員は2、労働力2、農作業従事日は300日の記載があります。農業機械は、トラクター、管理機、軽トラを所有されています。

次の受付番号170号の貸し人は、Y・Kさん大阪府門真市に在住の方です。
申請地は、神川真手ヶ山4609番1、地目は畑、地積は1, 362㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は1万円です。

借り人は、T・Tさん 歳でK自治会にお住まいです。
経営規模は、自作地12, 213㎡、小作地18, 895㎡で加工大根を中心に営農されています。世帯員は4、労働力4、雇用に300日、農作業従事日数は300日の記載があります。農業機械はトラクター、管理機、大根洗い機、結束機を所有されています。

次の受付番号171号の貸し人は、M・KさんK自治会の方です。
申請地は、神川北鶴2664番、地目は田、地積は544㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は7千5百円です。

借り人は、S・Iさん 歳でK自治会にお住まいです。
経営規模は、自作地6, 032㎡、小作地9, 470㎡で水稻と露地野菜を栽培されています。世帯員は3、労働力2、農作業従事日数は300日の記載があります。農業機械はトラクター、管理機、軽トラックを所有されています。

次の受付番号172号の貸し人は、I・IさんK自治会の方です。
申請地は、神川松尾5889番、地目は畑、地積は4, 780㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は2万円です。

借り人は、H・Kさん 歳でK自治会にお住まいです。
経営規模は、自作地10, 373㎡、小作地16, 350㎡で肉用牛の専業農家です。世帯員は5、労働力3、農作業従事日数は300日の記載があります。肉用牛は200頭飼育され、農業機械はトラクター、トラック、ショベル、デスクモアー、ロールベアラーなどを所有されています。

次の受付番号173号の貸し人は、J・Kさん東京都に在住の方です。
申請地は、神川井手河3026番、地目は田、地積は1, 400㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は1万円です。

借り人は、前号のH・Kさんですので省略します。

次の受付番号174号の貸し人は、M・Tさん埼玉県に在住の方です。
申請地は、神川北鶴2677番、地目は田、地積は756㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料はモミ3俵の物納です。
借り人は、M・Mさん 歳でK自治会にお住まいです。
経営規模は、自作地12, 576㎡、小作地1, 889㎡で水稻と露地野菜を栽培されています。世帯員は3、労働力2、農作業従事日数は300日の記載があります。農業機械はトラクター、田植機、ハーベスタ、軽トラなどを所有されています。
受付番号167号から174号までの調査員は、19番の徳永委員にお願いします。権利取得についての要件を中心に調査報告をお願いします。

議長 寺田委員、徳永委員の順に調査報告をお願いします。

17番 寺田委員 17番寺田、報告を申し上げます。1,909㎡は、新規になっていますが以前数年前から耕作されていまして、Iさん本人が農業委員会の方に出向いてこられまして利用権設定をしたいということでした。機械はトラクターなど所有されていませんが、作業委託ということで米とバレイショを栽培されております。年齢も74歳と高齢ですが、鹿児島市に息子さんがおられまして休みの度に帰ってこられて植え付け、収穫等は息子さんを中心に行われているようです。息子さんも先には後継者として頑張りたいものすごく意欲を持っている方でございます。この前現地も見ましたが、自作地の540㎡、今ありました1,909㎡は適切に管理されておまして有効に利用されており何ら問題ないと思います。宜しくお願いします。

19番 徳永委員 19番の徳永です。報告致します。受付番号の167番ですがこれは継続です。借り人のT・Sさんのご夫婦で作業をされております。水稻とインゲンですが、この河崎のここで水稻を作っておられて、残りは全てインゲン、甘藷を作っておられます。家族は息子さん夫婦、お孫さん一緒に住んでおられまして農繁期には家族総出で作業をされております。作業日数が200日となっておりますが、実質は一年中働いておられまして、借りているところ、自作地も管理は充分されております。

次の168番と169番ですが、H・FさんとH・Aさんは叔父と甥の関係です。これも継続ですが、Fさんは 歳でして甥のAさんに従前から田を貸しているというようなことです。

Aさんは夫婦で作業をされております。水稻それから露地野菜、豆類を一生懸命されています。Aさん夫婦は若いこともありましてK自治会でも若手のホープとして働いておられますので、借りている処の管理をかしっかりされております。

Fさんは高齢ということで、貸借期間を3年ということ今回は少し短くしてあります。

170番、借り手のT・Tさん。この方は認定農業者であります。5年ほど前に帰ってこられてお父さんの後を継いで加工大根と甘藷を中心に作業をされております。貸し手のKさんとは親族関係でして、お父さんの時代から作っていた場所です。中身的には継続です。初めてTさんの名前で借りましたが、借受の形は継続という形でさせて頂きました。Tさんも自作地、小作地かなりの数をされていますが朝早くから夜遅くまでご夫婦、お父さん、お母さん4人で作業されています。甘藷の収穫時期になりますと人を雇ってされているという内容で意欲のある方です。

171番にいきますが、借り手のS・Iさん。この方は水稻と露地野菜を中心にされています。貸人のM・Kさんは始良市の方へ行かれて有機栽培の農業をしたいと有機農業の農家に1年間住み込みで行っておられる方です。この方も3年間の貸借をしましたが、帰ってきたら田もやりましょうという方ですので3年間ということで、今回は短い期間の契約としています。

Iさんは畑もありますが、ご夫婦2人で管理もしっかりしながらやっておられます。問題ないと思います。

172番、これと173番。借り人のH・Kさんは認定農業者です。ご存じのとおり肉用牛、生産牛200頭をされておりまして、研修生も常時雇われているという方です。認定農業者会の役員もされておりまして、172番のI・Iさんのものですが、継続で飼料作物を作っておるところです。173番のKさんの田については、H・Kさんの自宅の隣の田にして、飼料米と飼料作物の2毛作で作っておられます。H・Kさんは皆さんご存知だと思いますが、ご夫婦とお父さん、研修生を含めて生産牛に励んでおられます。農地の管理については、3人でしっかりと管理されておりまして。

174番、借り手のM・Mさんですが、この方は水稻とニンジン栽培されておりまして、JAのニンジン部会の会員でもあります。ご夫婦でされておりまして、補助的にお母さんが加勢をされておりまして、この田はMさんの近くの田にして、M・Tさんのお父さんの代から借りていましたが、お父さんが亡くなられて名義が埼玉県在住の息子さんM・Tさんに替わりまして、お父さんの代から皆倉に籾3俵を渡していたということにして、Mさんと話をしまして今までと同じ条件で宜しいと、籾は皆倉の実家に渡して頂けたら結構ですということだったので、籾3俵という形でしておりまして。実家の方にはお姉さんと子供たちが住んでおられるということですので。Mさんもご夫婦でニンジンなどやっておりますが、前勤めていた会社を退職後は農業一本で、管理もしっかりされておりまして。

以上申し上げた方はすべて継続でして、借地、自作地の管理はしっかりとされ、農業従事者もおられますので問題は無いと思います。以上です。

議長 受付番号166号から174号までの調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思っております。

落司委員 小作料は、10aあたりでしょうか。

徳永委員 2万円とか7千円とかは、全部です。これで行きますと172番はこれは畑1枚です。それぞれ1枚の面積です。H・Fさんに関しても2つのそれぞれですが、合わせて3万円としております。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号166号から174号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、受付番号166号から174号までは原案のとおり決定しました。次をお願いします。

事務局 次の受付番号175号と176号の貸し人は、鹿児島県地域振興公社です。これは農地保有合理化事業の貸し借りになります。

申請地は、神川木道平7503番1、地目は畑、地積は1,833㎡。

次に神川木道平7504番3、地目は畑、地積は2,141㎡です。

期間は、平成23年11月1日から平成24年5月31日まで、小作料は使用貸借ということをございませぬ。

借り人は、K・Nさん 歳でK自治会の方です。

経営規模は、自作地はございませぬ。小作地45,961㎡で肉用牛を飼育されております。

調査委員は、11番の宿利原委員にお願いします。取得要件を中心に調査報告をお願いします。

11番宿利原委員 11番報告致します。このK・Nさんは、N・Nさんの息子さんで宿利原で牛を50頭規模で経営しております。この土地は前あっせんに出た分で農地保有合理化事業でM・Kさんが借りていましたが、5月まで借りるということで上がっております。

全部の畑を耕作しておりまして、タバコと干し大根を経営しております。何ら問題ないと思っております。

議長 只今調査報告を致しましたが、質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思っております。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 　それでは受付番号175号と176号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 　全委員挙手

議 長 　全委員賛成でございますので、受付番号175号と176号までは原案のとおり決定しました。

事務局 　次をお願いします。

事務局 　次の受付番号177号は、N委員の案件となっておりますので、N委員は本件に参加できませんのでそのつもりでお願いします。

事務局 　受付番号177号の貸し人は、Y・NさんS自治会の方です。
申請地は、田代麓長尾3310番1、地目は畑、地積は2,145㎡です。
期間は、平成23年11月1日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり3千円です。
借り人は、K・Sさん 歳でS自治会の方です。
経営規模は、自作地6,081㎡、小作地はありません。現在ブロイラーを経営されています。世帯員3、労働力は1、農作業従事日数は250日、農業機械はトラクター、トラック、動噴、刈り払い機を所有されています。
調査委員は、1番の近川委員にお願いします。取得要件を中心に調査報告をお願いします。

議 長 　近川委員調査報告をお願いします。

1番 近川委員 　1番。N委員が退席されましたが、茶が現在ありまして、在来種といいますかそのような品種でありまして、採算に合わないということで、農地利用集積円滑化事業のあっせんで、今回K・Sさんが同じ自治会の中でございましてブロイラーをしながら、共同でカボチャ、インゲン、野菜等を耕作しようという計画でございまして、その在来種を抜根して利用する計画でございまして、要件としましては、全ての事項について事務局からありましたとおり、意欲と能力は充分にあります。農業機械もトラクター、トラックなど揃えておりますので出来るのではないかと思います。終わります。

議 長 　受付番号177号の調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

猪鹿倉委員 　場所的には、田代高校の茶畑の処ですか。

近川委員 　いいえ、場所は長尾と書いてあります。Sさん宅の隣ということですか。

事務局 　田代の入り口にある処ではないですか。入り口の右側。

猪鹿倉委員 　はい。宜しいです。

議 長 　他には無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 　はい。

議 長 　それでは受付番号177号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 　全委員挙手

議 長 　全委員賛成でございますので、受付番号177号は原案のとおり決定しました。

事務局 　次をお願いします。

事務局 　次は受付番号178号から185号までを提案します。
次の受付番号178号の貸し人は、N・HさんH自治会の方です。
申請地は、田代麓高附1523番1、地目は田、地積は756㎡です。
期間は、平成23年11月1日から平成28年12月14日まで、小作料は2千円です。
借り人は、K・Sさん 歳でK自治会にお住まいです。
経営規模は、自作地14,880㎡、小作地48,497㎡で甘藷を栽培されています。
世帯員は4、労働力2、農作業従事日数は300日の記載があります。農業機械はトラクター、甘藷ハーベスタ、巻き取り機、蔓切り機、ダンプ、軽トラなどを所有されています。

次の受付番号179号から181号の貸し人は、M・Nさん南大隅町に在住の方です。
申請地は、田代麓高附1523番3、地目は田、地積は840㎡。
次に田代麓高附1540番1、地目は田、地積は400㎡。
次に田代麓高附1540番3、地目は田、地積は50㎡です。
期間は、平成23年11月1日から平成28年12月14日まで、小作料は全部で4千円
です。
借り人は、前号のK・Sさんですので省略します。

次の受付番号182号と183号の貸し人は、T・Sさん東京都に在住の方です。
申請地は、田代麓高附1533番1、地目は田、地積は1,344㎡。
次に田代麓高附1542番1、地目は田、地積は668㎡です。
期間は、平成23年11月1日から平成28年12月14日まで、小作料は全部で6千円
です。
借り人は、前号のK・Sさんですので省略します。

次の受付番号184号と185号の貸し人は、M・OさんI自治会の方です。
申請地は、田代麓高附1541番、地目は田、地積は368㎡。
次に田代麓高附1542番3、地目は田、地積は285㎡です。
期間は、平成23年11月1日から平成28年12月14日まで、小作料は全部で2千円
です。
借り人は、前号のK・Sさんですので省略します。
調査員は、18番の安水委員となっています。権利の取得要件を中心に調査報告をお願い
します。

議 長 安水委員調査報告をお願いします。
18番 只今の案件につきましては、田代地区の保全組合の遊休農地改善事業に伴う案件でありま
安水委員 す。
これにつきましてはK・Sさん、池田地区の方ですがここにも書いてありますとおり甘藷
主体の大規模農家であります。池田地区にも甘藷を栽培されておりますが、田代地区にもた
くさん土地を借りられまして栽培されております。まだ規模拡大したいということで今回の
事業に参加されたということです。以上です。
場所につきましては、田代の岩崎地区の奥にありまして、改修した後で甘藷を植えられる
ということです。
現在耕作されている畑等につきましても、充分管理されていますので何ら問題はありません
。機械等につきましても大型機械を所有されていますので、何ら問題ありませんので宜し
くお願いします。

議 長 受付番号178号から185号までの調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問ある
いは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

全委員 なし。

議 長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは受付番号178号から185号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成でございますので、受付番号178号から185号は原案のとおり決定しまし
た。
次をお願いします。

事務局 次は186号から193号までを提案します。
 次の受付番号186号と187号の貸し人は、T・NとF自治会の方です。
 申請地は、田代麓御手洗136番1、地目は田、地積は552㎡
 次に田代麓御手洗137番、地目は田、地積は610㎡です。
 期間は、平成23年11月1日から平成28年12月14日まで、小作料は全部で4千円
 です。
 借り人は、K・Kさん 歳でU自治会にお住まいです。
 経営規模は、自作地10、490㎡、小作地はありません。しょうがを栽培され予定で
 す。世帯員は5、労働力1、農作業従事日数は180日の記載があります。農業機械は管理
 機、動噴、草払い機、軽トラなどを所有されています。

次の受付番号188号と189号の貸し人は、M・HさんN自治会の方です。
 申請地は、田代麓井手口211番1、地目は田、地積は956㎡
 次に田代麓井手口212番1、地目は田、地積は433㎡です。
 期間は、平成23年11月1日から平成28年12月14日まで、小作料は全部で4千円
 です。
 借り人は、前号のK・Kさんですので省略します。

次の受付番号190号の貸し人は、S・Oさん垂水市に在住の方です。
 申請地は、田代麓牟田ヶ迫4021番2、地目は田、地積は710㎡です。
 期間は、平成23年11月1日から平成28年12月14日まで、小作料は4千円です。
 借り人は、前号のK・Kさんですので省略します。

次の受付番号191号から193号の貸し人は、M・Nさん南大隅町に在住の方です。
 申請地は、田代麓堀田1989番2、地目は田、地積は541㎡。
 次は田代麓堀田1991番1、地目は田、地積は637㎡。
 次は田代麓表木ノ下2044番1、地目は田、地積は533㎡です。
 期間は、平成23年11月1日から平成28年12月14日まで、小作料は全部で5千円
 です。
 借り人は、前号のK・Kさんですので省略します。
 調査委員は、3番の東郷委員となっています。権利の取得要件を中心に調査報告をお願い
 します。

議長 東郷委員調査報告をお願いします。
 3番 はい、3番調査報告します。この貸し手の土地は、耕作放棄地解消推進事業で荒れている
 東郷委員 土地でしたので、解消事業で行われます。
 借り手の方は、皆さんもご承知のとおりT石油の方で、今までもシイタケ栽培されてお
 りまして今回ショウガを植えたいということです。認定農業者も平成23年4月15日に認定
 農業者になりましたおられます。シイタケとショウガを今からやって行きたいというこ
 とで、現場を見ましたが道路脇で便利が良いようでした。K・Kさんは、頑張っていらっし
 やいますので問題ないと思います。皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。終わります。

議長 受付番号186号から193号までの調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問ある
 いは異議等がありましたら出して頂きたいと思います。

全委員 なし。
 議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。
 全委員 はい。
 議長 それでは受付番号186号から193号に賛成の委員の挙手を求めます。
 全委員 全委員挙手
 議長 全委員賛成でございますので、受付番号186号から193号は原案のとおり決定しまし
 た。
 次をお願いします。

事務局 次は今回最後の提案となります。受付番号194号と195号の貸人は、M・Oさん埼玉県に在住される方です。
申請地は、田代川原平石前164番1、地目は田、地積は377㎡。
次に田代川原平石前164番2、地目は田、地積は1,399㎡です。
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は全部で米35kg2俵の物納です。
借り人は、K・Nさん 歳でH自治会にお住まいです。
経営規模は、自作地8,661㎡、小作地27,388㎡で水稻を中心に耕作されています。世帯員は2、労働力2、農作業従事日数は250日の記載があります。農業機械はトラクター、ハーベスタ、田植機、バインダー、モアなどを所有されています。
調査員は、8番の鍋委員にお願いします。権利の取得要件について調査報告をお願いします。

議長 鍋委員調査報告をお願いします。
8番鍋委員 K・Nさんは、皆様もご存じのように我々と一緒に農業委員として頑張っている方です。今年まではタバコをされていましたが、タバコの他に水稻という継続で、ここに出ておりますように今後も継続していきたいということで同意を得られようとしております。
農地の利用状況、意欲、青壮年という形につきましても皆様も見てのとおりで、何ら問題ないものと思います。宜しくお願いします。

議長 受付番号194号から195号までの調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思います。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号194号から195号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、受付番号194号から195号は原案のとおり決定しました。

以上で議案第26号の農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について終了します。

以上をもちまして、錦江町農業委員会第7回総会の付議事項を終わります。

会長

5番

6番

議事録調整者 折久木まり子